

カワサキ会計事務所ニュース

令和8年8月号 第73号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおura3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <https://www.kawasaki-kaikai.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

8月の税務カレンダー

個人住民税 普通徴収 第2期
国民健康保険税 第3期
個人事業税 第1期

8/13(木)～16日(日)

カワサキ会計事務所はお休みします。



インボイス経過措置に伴う10月1日前後の会計処理の注意点

令和8年2月の事務所ニュースでも取り上げていますが、免税事業者等からの課税仕入れに係るインボイスの経過措置について、令和8年10月1日以降は控除割合が仕入税額相当額の80%から70%へ引き下げになっています。10月1日前後の仕入れ等に係る控除割合の適用関係で会計処理でも注意が必要ですのご案内します。

1. 10月1日前後の控除割合での注意点

① 都度領収書の発行があり、仕入れ又は経費として会計処理をする場合

支払い日が9/30以前は、**80%控除**

支払い日が10/1以後は、**70%控除**

② 月末で締めて、仕入れ又は経費として会計処理をする場合

締め日が9/30の分は、**80%控除**

締め日が10/31の分は、**70%控除**

③ 締め日が月の途中のものを、仕入れ又は経費として会計処理をする場合（例：20日締めの場合）

締め日が9/20分（内容は8/21～9/20の分）は、**80%控除**

締め日が10/20分（内容は9/21～10/20の分）は、分ける必要が発生します。

9/21～9/30分は**80%控除**

10/1～10/20分は**70%控除**

締め日が11/20分（内容は10/21～11/20の分）は、**70%控除**

2. その他の注意点

① 賃借料等の前払いのものについて

9月に支払い分が、10月分の場合は、**70%控除**

※1. ③のように月を跨ぐ契約の場合は、9月分と10月分で分けて処理をする。

② 敷金・保証金は控除割合が異なる場合も

不動産の賃借は、賃料のほかに敷金や保証金などが発生することがある。賃貸借契約の期間終了に伴い借主に返還される金額が発生することがある敷金や保証金は、返還されないこととなる部分の金額について、その返還されないことが確定した時が課税仕入れの時期とされる。

例えば、令和8年9月に賃貸借契約を締結し、その契約締結時に返還されないことが確定している敷金や保証金の金額は、9月が課税仕入れの時期となるため、**80%控除**

一方、10月以後に返還されないことが確定した敷金や保証金の金額については、10月以後が課税仕入れの時期となるため、**70%控除**

その他不明点があれば、各担当者へご相談ください。

<利益相反取引にご注意！>

内閣府のNPOホームページのQ&A(2-3-12)によると「法人の理事長が所有する不動産を法人が賃借する場合、この賃貸借契約を法人の代表として当該理事長が締結する場合は利益相反行為に当たりますか。」という問いに対して「質問のケースについては、利益相反行為になります。

代表権を理事長のみが有する場合、法人は所轄庁に特別代理人の選任の申立てをする必要があり、その選任された特別代理人が法人を代表して賃貸借契約を締結することとなります。

また、理事長以外に代表権を有する理事が存在する場合には、当該理事が法人を代表して契約を締結することとなります。」とあります。

公益法人であるNPO法人がNPO法違反となることは好ましくないと考えます。当事務所にご相談されて下さい。